

# ひとみ

発行  
相生市教育委員会  
(人権教育推進室)  
電話 23-7145  
令和8年5月号  
(第69号)

## 多文化共生社会



多文化共生とは、異なる文化的背景をもつ人々が、お互いの文化や価値観を尊重しあいながら、対等な関係で共に生活していくことができる社会をめざすという考え方です。

この概念は、単に外国人と日本人が同じ場所にいるということではありません。それぞれの文化的アイデンティティを保ちながらも、言語や生活習慣の違いを理解し、偏見や差別なく協力し合える関係性を築くことが重要となります。

総務省が2006年に公表した資料によると、多文化共生は次のように定義されています。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(引用：多文化共生の推進に関する研究会報告書)

これは、「出身国や文化の違う人同士が、お互いの違いを大切にしながら、同じ地域に暮らす仲間として協力し合い、安心して一緒に生活していくこと」と言い換えられるでしょう。



多文化共生社会の実現は、私たち一人一人の意識と行動から始まります。特に重要なことは、多様性を受け入れる心構えです。「違い」を「個性」として捉え、自分の常識が他の人にとっての常識ではないことを理解することではないでしょうか。

# ■外国人の人権■

外国にルーツのある人が日本で生活するには、解決しなくてはならない3つの壁があると言われています。



## 言葉の壁 (コミュニケーションに関するもの)

外国籍の人は在留資格の範囲内で日本で働くことができますが、日本語教育は制度化されておらず地域の有志に頼っているため、日本語を習得する機会は限られています。日本語を学ぶ機会が少ないことや多言語対応のシステムが整っていないことは、必要な情報を受け取れなかったり、人間関係の構築に支障をきたしたりします。特に災害時には命に関わることになります。

## 制度の壁 (生活に関するもの)

日本では、外国籍住民の受け入れの制度が不十分なため、暮らしていく上で大変な面があります。例えば、参政権がないこと、在留資格によっては就けない職業があることや安定した雇用に就きにくいこと、外国籍の子どもは義務教育の対象になっていないので不就学になりやすいリスクがあるなど、雇用や教育等の権利の保障面での問題があります。

## 心の壁 (地域社会との関係)

文化や見た目の違いによる偏見や差別があったり、地域社会と接点をもつことが難しかったりして、地域になじめないことが起こっています。

### 壁を解消するには

3つの壁の中で「心の壁」を解消することは、個人として明日からでもできることであり、地域社会の中で取り組まなければならないことです。言葉や文化がわからないからとルーツが異なる人を遠巻きに見ていることが心の壁を作る要因の一つになっています。心の壁は人と会うことで低くしていくことができます。多文化共生のためのイベントや講座等への参加を積み重ねることが、心の壁を解消していく手助けになります。

## ■ 多文化理解の重要性 ■



### 💡 意識と心構え

互いを認め尊重 関心をもつ 常識を捨てる 積極的な姿勢	相手の文化や価値観の違いを知り、受け入れる 「そういう考え方もあるのか」と相手に興味をもつ 自分の常識にとらわれず、客観的に捉える 相手を理解し、交流したいという気持ちをもつ
--------------------------------------	--

### 💡 コミュニケーション

間違いを恐れない 非言語も意識 文化背景の理解 交流に参加 多様性への対応	積極的に自分の気持ちを伝える 言葉だけでなく、表情や仕草も活用する 言語の背景にある文化や価値観を知る 地域のボランティア活動や交流イベントに参加する 異なる文化を理解し、共存できる能力を培う
---	--

👉 多文化共生社会では、相手の文化を理解し、尊重する姿勢が信頼関係を築き、より良い社会を築く基盤となります。

## ■ 次のような場面では、何ができるでしょうか ■

- Q1 地域のごみ収集所のそばを通ったら地域に住んでいる外国の方がごみを捨てていました。
- Q2 災害が起こり避難所に避難しました。隣を見ると外国の家族が座っています。

【このようなことを参考に考えてみてはどうでしょう】

- ♥ 『外国人』だからではなく、『同じ人』として多様性を認め合うことを大切にしましょう。
- ♥ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きて行けるように考えてみましょう。

## 大人の人権教室

### インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例 (兵庫県条例 R8.1.1 施行)

#### 【条例の意義】

本条例は、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的言動等の発信及び拡散による人権侵害が跡を絶たず、深刻な社会問題となっていることから、誹謗中傷等を行わないこと等を県民の責務として定めるとともに、啓発や相談体制の整備、不当な差別への対応等の県が取り組むべき施策を定め、インターネット上の人権侵害を許さない社会の実現を県全体でめざすためのものです。



#### 【条例の概要】

〈基本的な考え方〉

- SNSをはじめとするインターネットにおける誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別等による人権侵害が深刻な社会問題となる。
- そうした中、国も法律を改正し、情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)を制定(R7.4.1 施行)  
→大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出に対する対応の迅速化、削除基準の策定・公表等の措置を義務付け  
情プラ法・・・インターネット上での誹謗中傷や権利侵害情報に対する対応を強化するために制定された法律
- 県としても、取り組むべき施策や関係者の責務を明確化するため、新たに条例を策定

〈県として取り組むべき施策〉

- ① 啓発等の実施 誹謗中傷等を行わないことを県民の責務として明記
- ② 相談体制の整備  
情プラ法に基づく権利救済が図れるよう、被害者の方に寄り添った支援を実施
- ③ 不当な差別への対応  
主に集団に向けられる不当な差別は、情プラ法に基づく個人からの削除申出がなされずに放置され、差別を助長・誘発する恐れが強いことから、県が削除要請・発信者への行政指導を実施

#### 【インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する相談窓口】

兵庫県では、(公財)兵庫県人権啓発協会に委託して、インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する弁護士と専門職員(サポートチーム)による解決に向けた相談窓口を開設しています。



出典 兵庫県／インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例の制定について

# まちの人権トピックス

## 全国いじめ問題子供サミット(双葉小学校)

令和8年1月24日



各都道府県代表の児童生徒が文部科学省に集まり、「全国いじめ問題子供サミット」が開催されました。兵庫県の代表として双葉小学校の児童会から3名が参加しました。当日は、ポスターセッション、グループ討議やゲスト「オシエルズ」の体験談を聞き、全国の小中学生と一緒にいじめについて考え、語り合った1日となりました。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる問題であり、子どもたちの中でいじめに関する意識を高め、自らいじめ問題に取り組んでいくことが、いじめの未然防止、早期解決に効果的です。全国の児童生徒が主体的に活動している話を聞いた児童たちは、「全国どの学校も真剣に取り組んでいたのも、双葉小学校だけでなく、相生市でいじめがなくなるように子どもが中心になる活動をしていきたい。」と考えました。

そして、「相生市の市内小中学校の児童生徒全員で、『いじめ防止』のための宣言を作りましょう。全校児童・生徒が本当に納得できる、自分たちで作る『自分たちのため』の宣言を作りましょう」と相生市のすべての小中学校に呼びかけています。



## 感謝の気持ちを伝えるお茶席(矢野川幼稚園)

令和8年1月30日

矢野川幼稚園では、日本文化に触れ、思いやりの心を育んだり、相手を大切にする礼儀作法を身につけたりすることをめざして、年に3回お茶会を開催しています。今年度最後となるこの会では、卒園する5歳児が今までの感謝の気持ちを込めて、おうちの人を招待しました。

「お運びしたあとに言う言葉『お召し上がりください』が難しかったけど、言えてよかった。」「ママにおいしく飲んでもらおうと思って、いっぱい泡立つように頑張った。」「ママが喜んでくれてよかった。」「お家の人にお茶を点でて飲んでもらったら、『おいしい』と言ってくれてうれしかった。」など、子どもたちには、相手を大切にする心が育っています。



# 令和8年度の主な人権啓発事業について

## 市民人権学習支援事業

### 1 目的

- (1)相生市を「人権尊重の文化に満ちたまち」にするため、市民の人権についての学びの活動を支援する。
- (2)人権学習を生涯学習の一つとして位置づけ、より多くの市民に対して学ぶ機会を提供する。

### 2 支援対象

相生市に在住・在勤する原則 10 名以上のグループによる学習に対して運営費、講師謝金等を補助

### 3 支援対象とする事業内容

人権（女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人・性の多様性等）をテーマとした以下の学習活動

○講演・講話 ○車座勉強会 ○人権啓発用 DVD を活用した学習 等

※ それぞれの団体にあった開催方法を提案・相談させていただきます。

詳細は人権教育推進室（電話 23-7145）までお問い合わせください。

「人権の集い」 令和8年8月5日（水）18：00～ 入場無料

相生市文化会館扶桑電通なぎさホール

講師 大山 加奈さん（元女子バレーボール日本代表）

演題 繋ぐ～バレーボールが教えてくれたこと～

小学校2年生からバレーボールを始められ、小中高全ての年代で全国制覇を経験されています。高校卒業後は、東レ・アローズ女子バレーボール部に入部されました。高校在学中の2001年、日本代表に初選出され、オリンピック・世界選手権・ワールドカップと三大大会全ての試合に出場され、力強いスパイクを武器に「パワフルカナ」の愛称で親しまれ、日本を代表するプレーヤーとしてご活躍されました。



2010年6月に現役を引退し、現在は全国での講演活動

やバレーボール教室、解説、メディア出演など多方面でご活躍され、スポーツ界やバレーボール界の発展に力を注がれています。

講演では、「バレーボールを始めたきっかけやそこから見つけた自分の夢」、「出会った多くの仲間の大切さ」、「挫折やけがから得たもの」等のお話を聞くことができます。

# 令和8年度おすすめ 人権教育・啓発用DVDの紹介

## 見上げれば (34分) 企画：兵庫県

2年間ひきこもり状態で大学を休学している主人公の陽人。ひきこもり支援窓口で母親が相談したことがきっかけで、陽人の中学時代の友人樹と再会します。お互いの趣味であったゲームを通して、つながりあう2人。そんな中、樹もひきこもりであったことを告白します。



早い段階で適切な支援につながる重要性、信頼できる他者とのつながりや寄り添ってくれる人のいる「居場所」が回復のきっかけとなります。寄り添い合い、誰もが支え合える社会の実現について考えることのできる作品です。

## 窓の向こうへ (36分)



主人公の拓海はインターネットのライブ配信を始めます。リスナーたちとのやり取りの中で、「通り魔事件の被害者」への発言、「お手伝いをする小学生」の話題、そして、拓海が配信で発した言葉がインターネット上で批判を浴びます。

「犯罪被害者やその家族の人権」「ヤングケアラー」「インターネットによる人権侵害」といった人権課題について考えるきっかけとなる作品です。

## 今、高齢者が狙われている! (16分)

ここ数年、犯罪件数は著しく増加しています。特に「おれおれ詐欺」や「年金詐欺」など高齢者が犯罪の格好のターゲットとされています。このような高齢者を狙う悪質な犯罪被害にあわないために、どのようなことに気をつければならないのか、日常生活を振り返るきっかけになる人権啓発ビデオです。



## 君の景色を知ったとき (30分)

主人公の蓮は、図書館でバイトをはじめます。そこで視覚障害のある健介やブラジル人のジュリア、発達障害のある理央と出会います。健介やジュリアの日々の困りごとを知る蓮に健介は、「大多数の人にとっての当たり前から、こぼれ落ちる人がいる。でも、人の力で補ったり、支え合えるはず」と話します。



障がいのある人や外国人、子どもや高齢者など多くの人にとっての「当たり前」に不便を感じる人がいると気付くこと、そしてそれを人の力で支え合うことの大切さについて学べる作品です。

## 交わす言葉 通う心 (23分)



社会には、障がいのある人が不便を感じる場面がまだまだ存在します。障がいのある方が日頃不便に感じている場面について、実際起こったことをドラマ仕立て

で再現しています。このドラマを通して、障がいのあるなしに関係なく、誰もが平等に、自分らしく生きる社会のために大切なことを考えることができる作品です。

## うみとりくのからだのはなし (16分)

ふたごのうみとりくは、そっくりだけど、ぜんぜんちがいます。りくはおかあさんになでられるのが好きだけど、うみはなでられるのが苦手です。



性犯罪から身を守ることはもちろん、相手の体を尊重する態度を身につけるとともに、包括的性教育や「生命の安全教育」としても最適です。

# 外国の文化にふれる絵本の紹介

## 「アンナとわたりどり」(西村書店)

マクシーン・トロティエ／文 イザベル・アルスノー／絵 浜崎 絵梨／訳

ひとつの場所でずっと暮らすのって、どんな感じでしょう。自分のベットがあって、自分の自転車がある。それってとってもすてきなこと。根っこのない暮らしを、時に心細く感じながらも、家族とあたたかい絆で結ばれたアンナの心象風景を詩的に、想像力豊かに、美しく描きあげた心揺さぶられる絵本です。



## 「わたしのいえ」(偕成社) カーソン・エリス／作 木坂 涼／訳



世界にはいろいろな家があります。船や乗り物を兼ねた家、高さが違う家、飾り付けがある家、ない家。さかのぼれば昔は海だった所に立っている家、宮殿の家、薄暗い地下にある家。ファンタジーの要素と現実の世界観、生き物にとっての家など、様々な視点で描かれています。イラストや色彩のデザインのとても美しい絵本です。最初に登場する1羽の鳥が、いろいろな家を案内するかのように入り休んだりしながら描かれ、最後絵本を閉じるまで繋がっている装丁もとても素敵です。

## 「スーホの白い馬」(福音館書店) 大塚 勇三／再話 赤羽 末吉／画

昔、モンゴルの草原にスーホという少年がいました。ある日、道端に倒れていた生まれたばかりの白い子馬を世話し、大事に育てました。しかし…。

馬と少年スーホの哀切な物語と、モンゴルに伝わる楽器「馬頭琴」の由来が描かれ、読む人の感情が揺さぶられることでしょう。横長の画面を生かし、モンゴルの大平原を舞台に雄大に描ききったこの絵本は、国際的評価を受けています。



## 「そろとぶじゅうたんでせかいいっしゅう」(ほるぷ出版)

ステラ・フラックストーン／文 クリストファー・コー／絵 福本 友美子／訳



おばあちゃんが、イスタンブールの市場で買った空飛ぶじゅうたん。

これがあれば、タイやメキシコ、オーストラリアや日本など、どこにでも行けます。行く先々で、その国のお土産を買っていくおばあちゃん。最初の国ではひとつ、次の国ではふたつ、3つ、4つ…と、どんどん荷物が増えていきます。

カラフルで楽しそうな絵に、心がおどります。

ここに掲載している絵本は相生市立図書館で借りることができます。